

静岡県告示第696号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年8月31日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月31日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士清水線	沼津市大塚字道上3番の69から	前	13.5~14.4	212.8
		沼津市大塚字道上3番の65まで	後	13.7~33.5	216.9

=====

静岡県告示第697号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年8月31日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月31日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	藤枝天竜線	島田市川根町笹間渡字エガイ ト40番の1から	前	12.2~14.0	88.0
		島田市川根町笹間渡字エガイ ト51番の1まで	後	13.4~28.2	88.0

=====

静岡県告示第698号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示

する。

その関係図面は、令和3年8月31日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月31日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川大東線	掛川市下土方字畑ヶ谷3730番の4から	前	16.0~60.6	205.4
		掛川市大坂字長谷4815番の6まで	後	16.0~36.4	205.4

=====

静岡県告示第699号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年8月31日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月31日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	焼津森線	掛川市倉真字松葉前後8076番の16から	前	7.7~12.6	207.7
		掛川市倉真字松葉若宮8049番の2まで	後	8.8~32.6	207.7